

★印鑑登録をするには★

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ご本人が来る場合</p>	<p>① 顔写真付き身分証明書を提示する</p> <p>官公署発行の顔写真付の身分証明書の提示（マイナンバーカード、運転免許証やパスポートなど。健康保険証など顔写真が付いていないものでは、登録できません。）</p> <p>② 保証人を立てる</p> <p>保証人とは、登録申請者が本人であることを保証して、申請書の保証人欄に住所氏名を記入し、登録している印鑑（実印）を押印できる人です。</p> <p>※ 焼津市に登録のない人が保証人になる場合は、保証人の印鑑登録証明書も必要です。</p>	<p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆本人確認書類（左の欄の①）又は、保証人欄に記載された印鑑登録申請書（左の欄の②） ◆登録する印鑑（実印）…手彫りの印鑑で、ご家族の他の人が登録していないもの。 <p>※ 既製の印鑑では登録できません。また登録する印鑑には大きさ（1辺8mmの正方形を超え、25mmの正方形に収まるもの。）などその他にも制限がありますので、詳細は下記の問合せ先までご確認ください。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ご本人が来る場合</p>	<p>③ 市役所からご本人に照会書を郵送し、回答書を持参する</p> <p>上記①の身分証明書も、②の保証人もない場合は、登録申請書を受け付けた後、市役所から、ご本人宛に郵便で文書（照会書兼回答書）を送るので、必要事項を記入の上、その文書を持って、もう一度市役所においていただき、登録する方法です。登録まで概ね1週間程度かかります。</p> <p>※ 市役所には、2回お越しいただく必要があります。</p>	<p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆登録する印鑑（実印）…手彫りの印鑑で、ご家族の他の人が登録していないもの。 <p>～登録までの流れ～</p> <p>イ：ご本人</p> <p>ロ：市役所</p> <pre> graph LR A[① 市役所で登録申請を行う] --> B[② ご本人宛に照会文書を郵送する] B --> C[③ 回答書と実印を持って市役所へ] C --> D[登録] </pre>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">代理人が来る場合</p>	<p>市役所からご本人に照会書を郵送し、回答書を持参する</p> <p>委任状を持参した代理人からの登録申請書を受け付けた後、市役所から、ご本人宛に郵便で文書（照会書兼回答書）を送るので、ご本人が必要事項を記入の上、その文書を持ってもう一度代理人に市役所においていただき、登録する方法です。登録まで、概ね1週間程度かかります。</p> <p>※ 市役所には、2回お越しいただく必要があります。</p>	<p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆登録する印鑑（実印）…手彫りの印鑑で、ご家族の他の人が登録していないもの。 ◆委任状（登録する本人が記載したもの） ◆代理人の身分証明書（健康保険証でも可。） <p>～登録までの流れ～</p> <p>イ：代理人</p> <p>ロ：市役所</p> <pre> graph LR A[① 市役所で登録申請を行う] --> B[② ご本人宛に照会文書を郵送する] B --> C[③ 回答書と実印を持って市役所へ] C --> D[登録] </pre>

【問合せ先】 市役所市民課 ☎626-1116
 大井川市民サービスセンター ☎662-0541

〈注意〉 照会書はいずれの場合も、「転送不可」の取り扱いとなります。

※この委任状は、すべて委任者本人が記載してください。

委 任 状

年 月 日作成

(宛先) 焼津市長

【代理人】

住 所.....

氏 名.....

私は、上記の者を代理人と定めて、次の権限を委任します。

委任する事項 (※該当する□にレ点を付けてください。)

- 印鑑登録申請に関すること。
- 印鑑登録廃止申請に関すること。

【委任者】

住 所.....

氏 名..... 印

(生年月日 明・大・昭・平 年 月 日)

切り取り線